

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB 26階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野島 廣司

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本招集ご通知末尾に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されるか、いずれかの方法により、平成28年6月22日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
(午前9時30分受付開始予定)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。なお、株主総会終了後に茶話会は開催いたしません。

3. 目的事項

報告事項

第54期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役15名選任の件

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。なお、同一の株主さまが複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「IR情報/株主総会」(<http://www.nojima.co.jp/ir/meeting.html>)に掲載されております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.nojima.co.jp/ir/meeting.html>) に掲載させていただきます。

以 上

事業説明会 開催のご案内	定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、「 事業説明会 」を開催いたします。お時間の許す株主さまには定時株主総会とあわせてご参加賜りますようお願い申し上げます。 なお、「 事業説明会 」においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
-------------------------	--

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策等の効果もあって、一部に弱さがみられたものの景気の緩やかな回復基調が続きました。個人消費につきましては、消費者マインドに足踏みがみられるなか、おおむね横ばいとなりました。

一方、海外では、雇用環境の改善が進む米国は堅調を維持しているものの、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気は減速するなど、先行き不透明な状況が続き、国内景気への影響が懸念されております。

家電販売市場につきましては、エアコン、冷蔵庫、調理家電、洗濯機及び掃除機が横ばいに推移したものの、PC本体が振るわず、市場全体では低調に推移しました。

携帯電話等販売市場につきましては、9月下旬に新型iPhoneが発売されたものの買い替え需要は弱く、販売台数が前年を下回る状況が続きました。

さらに、総務省による「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」等により、携帯電話端末の実質販売価格が見直される等、販売環境が大きく変化しております。

このような状況下におきまして、当社グループは、来るべきIoT（Internet of Things）時代を見据え、「デジタル一番星」、「お客様満足度No.1」を常に追求し、その実現のために「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を心がけてまいりました。

デジタル家電専門店運営事業では、変化するお客様のライフスタイルに応えるため、勉強会や研修をとおして知識・経験の共有及び深化を図り、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合致した新しい商品・サービスの充実に取り組んでおります。

キャリアショップ運営事業では、アイ・ティー・エックス株式会社との経営方針の共有、教育・研修等を推進することにより、グループとしての一体感を醸成するとともに一層の店舗レベル向上に努めております。

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業では、スクラップアンドビルドを含め、デジタル家電専門店10店舗を新規出店、2店舗を閉店し135店舗（海外・カンボジア1店舗を含む）となり、通信専門店1店舗を閉店し18店舗となり、合わせて153店舗となりました。

キャリアショップ運営事業では、直営店・FC店を併せて、スクラップアンドビルドを含め、14店舗を新規出店・新規獲得し、9店舗を閉店・休業したため、620店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,548億42百万円（前年同期比186.4%）、営業利益は145億93百万円（前年同期比225.5%）、経常利益は148億92百万円（前年同期比221.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は132億26百万円（前年同期比369.6%）となりました。

また、当社グループの経営指標として重要視しております連結EBITDA（※）は、241億37百万円（前年同期比253.5%）となりました。

（※）連結EBITDA＝連結経常利益＋支払利息＋減価償却費＋のれん償却額
セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

（デジタル家電専門店運営事業）

デジタル家電専門店運営事業は、エアコン及び4K対応テレビが好調に推移し、冷蔵庫や調理家電に加え、洗濯機や掃除機も堅調に推移しました。

また、当社の得意とするコンサルティングセールスが、「質」を求めのお客様のニーズと相まって高付加価値の商品が伸び、売上総利益率が伸長しました。

この結果、売上高は1,836億27百万円（前年同期比104.3%）、セグメント利益は83億32百万円（前年同期比178.9%）となりました。

（キャリアショップ運営事業）

キャリアショップ運営事業は、将来を見据えた「質」への移行の対応として、人材育成への投資として教育・研修等を充実させるとともに、平成27年12月にはアイ・ティー・エックス株式会社の管理部門を当社本部と同じビルに移転し、当社管理部門との人材交流・情報共有を進めております。

この結果、売上高は2,705億47百万円（前年同期比400.4%）、セグメント利益は65億55百万円（前年同期比331.7%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は20億78百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（株）ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開 店 年 月
ららぽーと富士見店	埼玉県	店舗	平成27年4月
蓮田メイン店	埼玉県	店舗	平成27年9月
ららぽーと海老名店	神奈川県	店舗	平成27年10月
イオンタウン成田富里店	千葉県	店舗	平成27年11月
ベニバナウォーク桶川店	埼玉県	店舗	平成28年2月

③ 資金調達の様況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当社は、運転資金を調達するため、財務制限条項が付されたタームローン契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

当社は、アイ・ティー・エックス株式会社（合併消滅前）の株式取得資金を調達するために締結した平成26年12月24日付金銭消費貸借契約の借換資金として、平成28年3月28日付で財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社は、アイ・ティー・エックス株式会社（合併消滅前）の株式取得資金及びアイ・ティー・エックス株式会社の運転資金を調達するため、平成26年12月24日付で財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第51期 (平成25年3月期)	第52期 (平成26年3月期)	第53期 (平成27年3月期)	第54期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高(百万円)	199,976	218,402	244,067	454,842
経常利益(百万円)	3,482	7,632	6,736	14,892
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,848	4,394	3,578	13,226
1株当たり当期純利益	96円96銭	213円52銭	151円23銭	276円59銭
総資産(百万円)	70,631	94,650	236,104	233,434
純資産(百万円)	24,088	31,530	34,357	46,844
1株当たり純資産	1,254円23銭	1,326円70銭	1,433円41銭	965円97銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第53期及び第54期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定の基礎となる自己株式数に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含めております。
3. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
西日本モバイル㈱	相模原市中央区	30	100.0%	通信関連機器等販売
㈱ジオビットモバイル	横浜市西区	404	100.0%	通信関連機器等販売
アイ・ティー・エックス㈱	横浜市西区	10,005	100.0%	通信関連機器等販売
㈱ビジネスグランドワークス	東京都中央区	30	100.0%	企業教育研修コンサルティング
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンベン市	250	100.0%	デジタル家電等販売
㈱ノジマステラススポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営

(注) 持分法適用会社は3社(㈱アベルネット、㈱ニジコム、チャンアインデジタルワールド㈱)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、低迷する原油価格や地政学的リスクの高まりなど、不安定な世界情勢による影響が懸念されるものの、政府による各種経済政策や日本銀行による金融緩和政策の継続等により、引き続き緩やかな景気回復が期待されます。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① 店舗運営

お客様の立場に立った行動で、便利な場所で必要なものが揃う選びやすい売場を作ってまいります。家庭用電化製品やスマートフォン等の新製品及び新技術については、お客様のご要望に合わせた質の高いコンサルティングをするため、当社グループの従業員の増員を引き続き進めてまいります。

② 人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールの「ノジマ学(まなぶ)」を活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

③ 店舗展開

店舗展開につきましては、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本としつつも、アイ・ティー・エックス株式会社等子会社を含めた既存店舗の改装及びスクラップアンドビルドを実施し、一方で条件の良い出店による店舗網の充実に努め、売場面積の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは株式会社ノジマ(当社)、子会社7社及び関連会社3社により構成され、経営組織の形態及び当社グループの取り扱う商品・サービスの内容から、報告セグメントを「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」としております。

「デジタル家電専門店運営事業」は、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を主な事業として取り組んでおります。

「キャリアショップ運営事業」は、携帯電話を中心とした通信関連機器の販売及び付帯するサービス提供を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (平成28年3月31日現在)

㈱ノジマ

本社：神奈川県横浜市西区
商品センター：神奈川県横浜市鶴見区
神奈川開通センター：神奈川県横浜市西区

アイ・ティー・エックス㈱

本社（本店）：神奈川県横浜市西区
芝浦本社：東京都港区
北海道・東北支社：宮城県仙台市青葉区
札幌オフィス：北海道札幌市中央区 東海支社：愛知県名古屋市中村区
関西・北陸支社：大阪府大阪市北区 金沢オフィス：石川県金沢市
中国・四国支社：広島県広島市中区 岡山オフィス：岡山県岡山市北区
高松オフィス：香川県高松市 九州支社：福岡県福岡市中央区

西日本モバイル㈱

四国支社：香川県高松市 中国支社：鳥取県米子市

㈱ジオビットモバイル

本社：神奈川県横浜市西区
北日本営業グループ：宮城県仙台市宮城野区
東海営業グループ：愛知県豊田市
関西営業グループ：大阪府茨木市
南日本営業グループ：福岡県糟屋郡粕屋町

デジタル家電専門店

神奈川県35店	東京都28店	埼玉県22店	千葉県16店
静岡県14店	長野県1店	山梨県5店	新潟県9店
茨城県4店	カンボジア1店		合計135店

キャリアショップ及び通信専門店

北海道18店	青森県4店	秋田県7店	岩手県14店	山形県2店
宮城県12店	福島県8店	神奈川県47店	東京都67店	埼玉県24店
千葉県36店	群馬県9店	栃木県11店	茨城県7店	山梨県6店
長野県14店	新潟県16店	静岡県21店	富山県4店	石川県6店
滋賀県5店	岐阜県12店	愛知県32店	三重県18店	奈良県2店
和歌山県6店	大阪府21店	京都府5店	兵庫県12店	岡山県20店
広島県17店	山口県2店	鳥取県3店	島根県5店	香川県22店
徳島県4店	愛媛県22店	高知県8店	福岡県32店	佐賀県8店
長崎県11店	大分県5店	宮崎県3店	熊本県15店	鹿児島県5店
沖縄県10店				合計638店

(注)キャリアショップ及び通信専門店の店舗数は、関係会社直営店及びF C店舗を合わせて記載しております。

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,654名 (3,628名)	1,403名増 (802名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,125名 (2,401名)	191名増 (18名減)	29歳8ヶ月	5年6ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	35,689百万円
(株) 三菱東京UFJ銀行	20,541百万円
(株) 横浜銀行	8,883百万円
(株) あおぞら銀行	4,763百万円
(株) りそな銀行	4,321百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 170,000,000株
- ② 発行済株式の総数 48,529,575株（自己株式117,241株を除く）
- ③ 株主数 12,799名（前期末比+1,886名）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	4,130,500株	8.51%
野島廣司(有)	3,900,000株	8.04%
野島絹代	3,812,100株	7.86%
ティーエヌホールディングス(株)	2,660,000株	5.48%
真柄準一	2,094,072株	4.32%
公益財団法人真柄福祉財団	1,704,480株	3.51%
(有)ケイエツチ	1,500,000株	3.09%
(有)ノマ	1,500,000株	3.09%
ネックス社員持株会	1,341,200株	2.76%
野島隆久	1,219,600株	2.51%

- (注) 1. 当社は、自己株式を117,241株保有しております。株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式2,000株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 平成27年7月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数及び発行済株式の総数はそれぞれ85,000,000株、24,182,408株増加しております。
4. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は282,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第9回新株予約権 (平成23年9月15日)	平成26年8月24日～ 平成28年8月23日	1,552個	310,400株	349名	無償	1株当たり 382円
第10回新株予約権 (平成24年10月11日)	平成27年9月19日～ 平成29年9月18日	2,282個	456,400株	550名	無償	1株当たり 276円
第11回新株予約権 (平成25年10月10日)	平成28年9月18日～ 平成30年9月17日	5,548個	1,109,600株	994名	無償	1株当たり 373円
第12回新株予約権 (平成26年9月11日)	平成29年8月20日～ 平成31年8月19日	7,022個	1,404,400株	880名	無償	1株当たり 339円
第13回新株予約権 (平成27年9月10日)	平成30年8月19日～ 平成32年8月18日	6,313個	1,262,600株	1,176名	無償	1株当たり 1,629円

- (注) 平成27年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、目的となる普通株式の数及び行使価額は調整されております。

新株予約権の行使の条件（各回共通）

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ・新株予約権の相続はこれを認めない。
- ・各新株予約権の一部行使はできないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第9回新株予約権	200個	40,000株	5名
	第10回新株予約権	294個	58,800株	6名
	第11回新株予約権	480個	96,000株	9名
	第12回新株予約権	885個	177,000株	10名
	第13回新株予約権	1,144個	228,800株	11名
社 外 取 締 役	第9回新株予約権	20個	4,000株	1名
	第10回新株予約権	20個	4,000株	1名
	第11回新株予約権	80個	16,000株	4名
	第12回新株予約権	80個	16,000株	4名
	第13回新株予約権	145個	29,000株	7名

② 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は①に記載のとおりであります。

上記新株予約権のうち当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を兼ねている者を除く)	5,024個	1,004,800株	1,158名

- (注) 1. 当社従業員に交付した新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。
2. 平成27年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、目的となる普通株式の数は調整されております。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (平成28年 3月31日現在)

氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
野 島 廣 司	取締役会議長 指名委員、報酬委員	
野 島 亮 司	指名委員 (委員長)	
福 田 浩 一 郎	報酬委員 (委員長)	
鍋 島 賢 一		Nojima (Cambodia) Co., Ltd. 代表
温 盛 元		
山 内 渉		(株)ノジマステラスポーツクラブ代表取締役
石 坂 洋 三		
荻 原 正 也		アイ・ティー・エックス(株)代表取締役社長
星 名 光 男	監査委員 (委員長) 指名委員、報酬委員	(株)やまや社外取締役
五 味 康 昌	監査委員、報酬委員	(株)オービック社外取締役 (株)山形銀行社外監査役 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役
久 夛 良 木 健	指名委員	楽天(株)社外取締役 (株)マーベラス社外取締役
野 村 秀 樹	指名委員	
吉 留 真	報酬委員	(株)かんぼ生命保険社外取締役
麻 生 光 洋	監査委員	住友化学(株)社外監査役 (株)ユー・エス・エス社外取締役
経 沢 香 保 子		(株)カラーズ代表取締役社長

② 執行役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	野島 廣 司	CEO
常務執行役	野島 亮 司	IT戦略事業部長
執行 役	福田浩一郎	人事総務部長
執行 役	鍋 島 賢 一	家電AV商品推進部長
執行 役	温 盛 元	営業開発部長
執行 役	山 内 渉	販買企画部長
執行 役	石 坂 洋 三	モバイルコミュニケーション推進部長
執行 役	城 所 俊 雄	販買推進部第一部長
執行 役	山 崎 淳	財務経理部長
執行 役	大 嶽 友 洋	モバイルコミュニケーション推進部次長

- (注) 1. 取締役星名光男、五味康昌、久夙良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役星名光男氏は㈱やまやの社外取締役を兼務しております。なお、当社と㈱やまやとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役五味康昌氏は㈱オービックの社外取締役、㈱山形銀行の社外監査役及び㈱ノリタケカンパニーリミテドの社外監査役を兼務しております。なお、当社と㈱オービック、㈱山形銀行及び㈱ノリタケカンパニーリミテドの間には特別な関係はありません。
 - ・取締役久夙良木健氏は楽天㈱の社外取締役及び㈱マーベラスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と楽天㈱及び㈱マーベラスの間には特別な関係はありません。
 - ・取締役吉留真氏は㈱かんぼ生命保険の社外取締役を兼務しております。なお、当社と㈱かんぼ生命保険の間には特別な関係はありません。
 - ・取締役麻生光洋氏は住友化学㈱の社外監査役及び㈱ユー・エス・エスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と住友化学㈱及び㈱ユー・エス・エスの間には特別な関係はありません。
 - ・取締役経沢香保子氏は㈱カラーズの代表取締役を兼務しております。なお、当社と㈱カラーズの間には特別な関係はありません。
3. 会社法第400条第2項に定める指名委員会等設置会社の各委員は、平成27年6月18日開催の取締役会で以下のとおり選定され就任いたしました。
- 「指名委員」
 - ：野島亮司氏（委員長）、野島廣司氏、星名光男氏、久夙良木健氏、野村秀樹氏
 - 「監査委員」
 - ：星名光男氏（委員長）、五味康昌氏、麻生光洋氏
 - 「報酬委員」
 - ：福田浩一郎氏（委員長）、野島廣司氏、星名光男氏、五味康昌氏、吉留真氏
4. 平成27年6月18日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役神谷光治、木村喬、松嶋英機、梅津武の各氏は退任いたしました。なお、神谷光治氏は顧問に就任いたしました。

5. 平成27年9月30日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役	久 留 正 教	モバイルコミュニケーション推進部次長

6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役星名光男氏、久寿良木健氏、麻生光洋氏及び経沢香保子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 当社は、監査委員長が定期的に会社に出社し、重要な会議への出席等で情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役からヒアリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。
8. 平成27年10月1日付で、取締役・執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・取締役兼執行役山内渉氏は、店舗運営部を販買推進部に変更したことにもない、販売企画部長より販買企画部長となりました。
 - ・執行役城所俊雄氏は、店舗運営部を販買推進部に変更したことにもない、店舗運営部長より販買推進部第一部長に就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である星名光男、五味康昌、久寿良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。

④ 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		執 行 役		合 計		摘 要
	支給人員	支給額 (千円)	支給人員	支給額 (千円)	支給人員	支給額 (千円)	
報酬委員会決議に基づく 確定金額	19 (10)	201,508 (38,839)	4	28,035	23 (10)	229,543 (38,839)	(注)
報酬委員会決議に基づく 退職慰労金	4 (3)	7,450 (5,720)	3	4,472	7 (3)	11,922 (5,720)	(注)

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役15名、執行役3名で、内7名は取締役と執行役を兼任しております。
3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
4. ()内は社外取締役に支払った額であります。
5. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

- 1) 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
- 2) 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
- 3) 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
- 4) 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
- 5) 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

⑥ 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

氏 名	当期開催の取締役会及び各委員会への出席状況	取締役会及び各委員会における発言その他の活動状況
星 名 光 男	取締役会14回全てに出席、指名委員会5回全てに出席、平成27年6月18日就任以降の監査委員会10回全てに出席、報酬委員会4回全てに出席しております。	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
五 味 康 昌	取締役会14回のうち12回に出席、平成27年6月18日就任以降の監査委員会10回のうち9回に出席、平成27年6月18日就任以降の報酬委員会1回に出席しております。	都市銀行を始めとする金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
久 夔 良 木 健	取締役会14回全てに出席、平成27年6月18日就任以降の指名委員会2回全てに出席しております。	メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般、特にエレクトロニクス関連の技術の分野に関して積極的に発言を行っております。
野 村 秀 樹	取締役会14回全てに出席、平成27年6月18日就任以降の指名委員会2回全てに出席しております。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等に基づき、当社の経営全般、特に情報通信の分野の経営課題について積極的に発言を行っております。
吉 留 真	平成27年6月18日就任以降の取締役会11回全てに出席、平成27年6月18日就任以降の報酬委員会1回に出席しております。	証券会社を始めとする金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
麻 生 光 洋	平成27年6月18日就任以降の取締役会11回のうち8回に出席、平成27年6月18日就任以降の監査委員会10回のうち7回に出席しております。	検察官・弁護士として培われた法務の専門家としての経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
経 沢 香 保 子	平成27年6月18日就任以降の取締役会11回のうち10回に出席しております。	マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社（以下「監査委嘱者」という。）と会計監査人有限責任監査法人トーマツ（以下「監査受嘱者」という。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、500万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
 - ①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - 2) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - 2) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - 3) 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - 3) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - 4) 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制規程」「内部統制委員会規程」に基づき、内部統制委員会を12回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を把握し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役7名を含む取締役15名で構成し、職務執行の状況を監督しました。また、取締役会は執行役を選任し、各執行役は、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行するとともに、自らの職務執行の状況を定期的に取締役会に報告しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表執行役及び監査委員会に報告しました。

監査委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査委員会に加えて適宜臨時監査委員会を開催し、監査委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、執行役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

(8) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、及び業界トップの持続的な高い成長力を重要な経営目標として、ROE15%以上を掲げております。また同時に連結自己資本比率30%以上の健全経営を重視する組織及び体制づくりを行ってまいります。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	110,697	流 動 負 債	85,580
現金及び預金	12,830	支払手形及び買掛金	50,237
受取手形及び売掛金	50,752	短期借入金	1,560
商品及び製品	36,775	1年内返済予定の長期借入金	9,696
繰延税金資産	4,018	未払金	6,178
未収入金	4,928	未払法人税等	4,225
その他	1,435	未払消費税等	1,731
貸倒引当金	△41	前受収益	4,057
固 定 資 産	122,736	ポイント引当金	3,029
有 形 固 定 資 産	22,179	賞与引当金	1,263
建物及び構築物	11,099	その他	3,601
機械装置及び運搬具	621	固 定 負 債	101,009
器具備品	1,600	長期借入金	73,027
土地	8,375	販売商品保証引当金	3,442
その他	482	役員退職慰労引当金	156
無 形 固 定 資 産	85,807	退職給付に係る負債	5,158
のれん	21,293	繰延税金負債	17,956
ソフトウェア	566	その他	1,267
契約関連無形資産	63,547	負 債 合 計	186,590
その他	399	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	14,749	株 主 資 本	46,690
投資有価証券	1,739	資本金	5,720
繰延税金資産	2,500	資本剰余金	5,913
敷金及び保証金	10,185	利益剰余金	35,376
その他	364	自己株式	△319
貸倒引当金	△40	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△43
資 産 合 計	233,434	その他有価証券評価差額金	198
		為替換算調整勘定	1
		退職給付に係る調整累計額	△243
		新 株 予 約 権	197
		純 資 産 合 計	46,844
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	233,434

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		454,842
売 上 原 価		358,810
売 上 総 利 益		96,031
販売費及び一般管理費		81,438
営 業 利 益		14,593
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	50	
仕 入 割 引	1,365	
そ の 他	328	1,745
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,018	
支 払 手 数 料	120	
そ の 他	307	1,446
経 常 利 益		14,892
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	6	6
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	22	
減 損 損 失	888	911
税金等調整前当期純利益		13,987
法人税、住民税及び事業税	5,379	
法人税等調整額	△4,618	761
当 期 純 利 益		13,226
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		13,226

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,669	5,795	23,061	△690	33,835
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	50	50			101
剰 余 金 の 配 当			△911		△911
親会社株主に帰属する当期純利益			13,226		13,226
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		67		373	440
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	50	117	12,314	371	12,854
当 期 末 残 高	5,720	5,913	35,376	△319	46,690

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	203	35	△208	29	154	337	34,357
連結会計年度中の変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							101
剰 余 金 の 配 当							△911
親会社株主に帰属する当期純利益							13,226
自 己 株 式 の 取 得							△2
自 己 株 式 の 処 分							440
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4	△33	△35	△73	42	△337	△368
連結会計年度中の変動額合計	△4	△33	△35	△73	42	△337	12,486
当 期 末 残 高	198	1	△243	△43	197	-	46,844

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 日下 靖規 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 星 名 光 男 ㊟

監査委員 五 味 康 昌 ㊟

監査委員 麻 生 光 洋 ㊟

(注) 監査委員3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	52,411	流 動 負 債	44,123
現金及び預金	6,803	買掛金	19,195
売掛金	14,625	短期借入金	1,560
商品及び製品	24,225	1年内返済予定の長期借入金	6,196
原材料及び貯蔵品	30	未払金	2,982
前払費用	697	未払法人税等	3,499
繰延税金資産	1,330	未払消費税等	1,041
未収入金	4,633	未払費用	232
その他	63	前受金	1,896
貸倒引当金	△0	預り金	495
固 定 資 産	54,558	前受収益	3,995
有 形 固 定 資 産	19,176	ポイント引当金	3,029
建物	8,487	固 定 負 債	23,259
構築物	621	長期借入金	15,463
機械装置	574	販売商品保証引当金	3,442
車両運搬具	37	退職給付引当金	2,995
器具備品	960	役員退職慰労引当金	152
土地	8,144	預り保証金	1,112
建設仮勘定	349	資産除去債務	66
無 形 固 定 資 産	171	その他	27
のれん	12	負 債 合 計	67,383
ソフトウェア	141	純 資 産 の 部	
その他	17	株 主 資 本	39,188
投 資 そ の 他 の 資 産	35,210	資本金	5,720
投資有価証券	696	資本剰余金	5,622
関係会社株式	24,643	資本準備金	4,635
出資金	0	その他資本剰余金	987
破産更生債権等	57	利益剰余金	28,164
長期前払費用	188	利益準備金	80
繰延税金資産	2,486	その他利益剰余金	28,084
敷金及び保証金	7,104	特別償却準備金	357
保険積立金	21	土地圧縮積立金	143
その他	72	固定資産圧縮積立金	60
貸倒引当金	△60	別途積立金	97
資 産 合 計	106,970	繰越利益剰余金	27,425
		自己株式	△319
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	201
		その他有価証券評価差額金	201
		新 株 予 約 権	197
		純 資 産 合 計	39,587
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	106,970

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		204,412
売 上 原 価		150,813
売 上 総 利 益		53,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		44,634
営 業 利 益		8,964
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	382	
仕 入 割 引	1,365	
雑 収 入	173	1,921
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	216	
支 払 手 数 料	95	
雑 損 失	24	336
経 常 利 益		10,548
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6	6
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	21	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	108	
減 損 損 失	800	
そ の 他	50	981
税 引 前 当 期 純 利 益		9,574
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,535	
法 人 税 等 調 整 額	△1,184	3,351
当 期 純 利 益		6,222

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						繰越利益剰余金
		準備金	その他資本剰余金	準備金	利益金	特別償却準備金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別積立金	
当 期 首 残 高	5,669	4,584	919	80		428	140	61	97	22,045
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	50	50								
税率変更による積立金の調整額							2	1		△4
固定資産圧縮積立金の取崩								△2		2
剰 余 金 の 配 当										△911
当 期 純 利 益										6,222
特別償却準備金の取崩						△70				70
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分			67							
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>										
事業年度中の変動額合計	50	50	67	-	△70	2	△0	-	-	5,380
当 期 末 残 高	5,720	4,635	987	80		357	143	60	97	27,425

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△690	33,337	198	198	154	33,690
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		101				101
税率変更による積立金の調整額		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰 余 金 の 配 当		△911				△911
当 期 純 利 益		6,222				6,222
特別償却準備金の取崩		-				-
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2				△2
自 己 株 式 の 処 分	373	440				440
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>			3	3	42	45
事業年度中の変動額合計	371	5,851	3	3	42	5,896
当 期 末 残 高	△319	39,188	201	201	197	39,587

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉本	和芳 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第54期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 星 名 光 男 ㊟

監査委員 五 味 康 昌 ㊟

監査委員 麻 生 光 洋 ㊟

(注) 監査委員3名は、いずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役15名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち五味康昌氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任1名を含む15名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	の じま ひろ し 野 島 廣 司 (昭和26年1月12日生)	昭和48年4月 有限会社野島電気商会（現当社）入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役社長（CEO）兼執行役員管理統括本部長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO） 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO）兼管理本部長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長（CEO） 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）（現任） 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役（現任） [担当（委員）] 指名委員会委員 報酬委員会委員	441,070株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	の じま りょう じ 野 島 亮 司 (昭和54年1月24日生)	平成17年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 平成20年1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社 I T 戦略事業部長 平成24年6月 当社執行役 I T 戦略事業部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役 I T 戦略事業部長 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役 I T 戦略事業 部長 (現任) 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締 役 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員長	79,000株
3	ふく だ こう いち ろう 福 田 浩 一 郎 (昭和45年5月6日生)	平成6年4月 当社入社 平成17年1月 当社マーケティング本部MKグループ エリア長 平成22年3月 当社店舗運営管理部第2ブロック長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 平成23年6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理第二 部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 平成26年4月 当社取締役兼執行役人事総務部長 (現任) 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締 役 (現任) [担当 (委員)] 報酬委員会委員長	46,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	なべ しま けん いち 鍋 島 賢 一 (昭和49年4月22日生)	<p>平成8年6月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二MKグループエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電販売グループ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役AV家電販売推進部長 平成23年8月 当社執行役販売推進部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役AV情報家電推進部長 平成25年9月 当社取締役兼執行役商品推進部長 平成26年10月 当社取締役兼執行役家電商品推進部長兼AV季節商品推進部掌管 平成27年4月 当社取締役兼執行役家電AV商品推進部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Nojima(Cambodia)Co.,Ltd.代表</p>	27,200株
5	ぬく もり はじめ 温 盛 元 (昭和47年5月14日生)	<p>平成8年4月 当社入社 平成17年4月 当社経営企画グループ長 平成17年6月 当社執行役 平成19年2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務企画グループ長 平成19年6月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 平成23年10月 当社営業支援グループ長 平成24年10月 当社営業開発部長 平成25年5月 当社執行役営業開発部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役営業開発部長兼海外事業担当 平成27年4月 当社取締役兼執行役営業開発部長(現任)</p>	29,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6	やま うち わたる 山 内 渉 (昭和25年8月2日生)	平成17年6月 株式会社真電取締役経営企画室長 平成19年3月 当社執行役真電事業部経営企画グループ長 平成19年6月 当社執行役企画管理部経営管理グループ長 平成20年4月 当社執行役販売企画部企画グループ長 平成20年10月 当社執行役販売企画部長 平成22年6月 当社取締役兼執行役販売企画部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役販売サポート部長 平成26年4月 当社取締役 平成26年10月 当社取締役兼執行役業務推進担当 平成27年4月 当社取締役兼執行役販売企画部長 平成27年10月 当社取締役兼執行役販買企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ノジマステラスポーツクラブ代表取締役	26,000株
7	いし ざか よう ぞう 石 坂 洋 三 (昭和22年7月4日生)	平成11年9月 当社顧問 平成12年8月 当社執行役員人事部長 平成13年7月 当社取締役 平成14年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役兼ソロン株式会社常務取締役販売推進部長 平成23年10月 当社取締役兼執行役モバイルコミュニケーション推進部長 平成26年4月 当社取締役モバイルコミュニケーション推進部管掌 平成26年10月 当社取締役兼執行役モバイルコミュニケーション推進部長 (現任)	96,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	おぎ わら まさ や 荻原正也 (昭和32年8月26日生)	昭和55年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社) 入社 平成15年4月 アイ・ティー・テレコム株式会社 業務本部副本部長 平成15年12月 同社取締役 平成21年4月 アイ・ティー・エックス株式会社常務 執行役員テレコム事業本部副本部長 平成21年6月 同社取締役 平成21年12月 同社常務執行役員テレコム事業本部長 平成22年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) アイ・ティー・エックス株式会社代表取締役社長	—
9	ほし な みつ お 星名光男 (昭和17年10月13日生)	昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社) 取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成12年11月 ウエルシア関東株式会社監査役 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役 平成16年5月 同社常任顧問 平成17年6月 株式会社やまや社外取締役(現任) 平成19年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年11月 株式会社アベルネット社外取締役 (現任) 平成25年11月 株式会社雪国まいたけ代表取締役社長 平成27年3月 チムニー株式会社社外取締役 [担当(委員)] 監査委員会委員長 指名委員会委員 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社やまや社外取締役	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	くたらぎけん 久 寿 良 木 健 (昭和25年8月2日生)	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テイメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役副社長 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テイメント代表取締役会長兼グルー プCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジー アドバイザー (現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株 式会社代表取締役社長 (現任) 平成22年3月 楽天株式会社社外取締役 (現任) 平成23年6月 当社社外取締役 (現任) 平成26年6月 株式会社マーベラス社外取締役 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員 (重要な兼職の状況) 楽天株式会社社外取締役 株式会社マーベラス社外取締役	—
11	のむらひでき 野 村 秀 樹 (昭和19年10月14日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成8年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 取締役営業推進部長 平成10年6月 同社常務取締役千葉支店長 平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ) 常務取締役 営業本部長 平成14年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 海代表取締役社長 平成17年6月 ドコモ・サービス株式会社代表取締役 社長 平成24年6月 当社社外取締役 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
12	よし ども しん 吉 留 真 (昭和26年9月29日生)	昭和49年4月 大和証券株式会社入社 平成16年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社常 務取締役 平成18年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社代 表取締役専務取締役 株式会社大和証券グループ本社専務執 行役 平成19年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社代 表取締役社長 株式会社大和証券グループ本社取締役 兼代表執行役副社長 平成22年1月 大和証券キャピタル・マーケット株式 会社代表取締役社長 株式会社大和証券グループ本社取締役 兼代表執行役副社長 平成23年4月 大和証券キャピタル・マーケット株式 会社取締役会長 株式会社大和証券グループ本社取締役 大和証券株式会社特別顧問兼株式会 社大和総研ビジネス・イノベーション取 締役会長 平成25年6月 株式会社東京金融取引所社外取締役 (現任) 平成26年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベー ション特別顧問 平成26年6月 株式会社かんぼ生命保険社外取締役 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) [担当 (委員)] 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社かんぼ生命保険社外取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
13	あそ う みつ ひろ 麻 生 光 洋 (昭和24年6月26日生)	昭和50年4月 検事任官 平成22年5月 法務総合研究所長 平成22年10月 福岡高等検察庁検事長 平成24年10月 弁護士登録 平成25年4月 法政大学法科大学院兼任教授（現任） 平成25年5月 法務省難民審査参与員（現任） 平成25年6月 住友化学株式会社社外監査役（現任） 平成26年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 （現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） [担当（委員）] 監査委員会委員 （重要な兼職の状況） 住友化学株式会社社外監査役 株式会社ユー・エス・エス社外取締役	—
14	つねざわ かほこ 経 沢 香 保 子 (戸籍名：岡本香保子) (昭和48年4月23日生)	平成9年4月 株式会社リクルート入社 平成10年8月 エイ・ワイ・エー・ネットワーク株式 会社入社 平成11年9月 楽天株式会社入社 平成12年4月 トレンダーズ株式会社代表取締役社長 平成26年10月 株式会社カラーズ代表取締役社長（現 任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社カラーズ代表取締役社長	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
15	* よし まつ ふみ お 吉 松 文 雄 (昭和28年9月26日生)	昭和54年4月 熊本日日新聞社入社 昭和62年1月 株式会社三菱銀行（現・株式会社三菱 東京UFJ銀行）入行 平成10年5月 同行 新宿南口支店長 平成21年1月 三菱UFJ証券株式会社（現・三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会 社）執行役員企画管理本部副本部長 平成22年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社常務取締役企画管理本部長 三菱UFJ証券ホールディングス株式 会社常務執行役員経営企画部・財務企 画部担当 平成24年6月 国際投信投資顧問株式会社代表取締役 社長 平成26年6月 同社代表取締役会長 平成27年7月 三菱UFJ証券ホールディングス株式 会社顧問（現任）	—

- (注) 1. *印は新任取締役候補者です。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
株式会社やまや、楽天株式会社、株式会社マーベラス、株式会社かんぼ生命保険、住友化学株式会社、株式会社ユー・エス・エス及び株式会社カラーズのそれぞれと当社との間には、特別な関係はありません。
4. 星名光男、久野良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子、吉松文雄の各氏は社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者の選任理由等について
- ① 野島廣司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年に亘り経営全般に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ② 野島亮司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、IT・システム・物流管理部門を中心とした分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ③ 福田浩一郎氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として経営に携わっており、店舗運営面での豊富な経験と組織運営経験、人事総務部門における知見、能力を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ④ 鍋島賢一氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、主に仕入や商品戦略の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ⑤ 温盛元氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、営業支援及び店舗開発の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ⑥ 山内渉氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年に亘り経営全般に携わっており、主に販促・スポーツ事業を中心とした分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者いたしました。
- ⑦ 石坂洋三氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年に亘り経

営全般に携わっており、携帯電話業界における知見と、豊富なビジネス経験に裏打ちされた高い管理能力を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。

- ⑧ 荻原正也氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、携帯電話業界における豊富な知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑨ 星名光男氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年になります。なお、当社は、星名光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑩ 久寿良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。なお、当社は、久寿良木健氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑪ 野村秀樹氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
 - ⑫ 吉留真氏につきましては、金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
 - ⑬ 麻生光洋氏につきましては、長年にわたる検察官としての豊富な経験と法律に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。なお、当社は、麻生光洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑭ 経沢香保子氏につきましては、マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。なお、当社は、経沢香保子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑮ 吉松文雄氏につきましては、金融業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。
6. 社外取締役との責任限定契約について
- ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である星名光男、久寿良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
 - ② 本総会にて星名光男、久寿良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子、吉松文雄の各氏の再任及び就任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定です。

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、16,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から 3 年を経過した日を始期として、その後 2 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。

- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨

を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5) ③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（平成28年6月23日就任予定）

委員会名	氏名 ※は委員長
指名委員会	※野島亮司、野島廣司、石坂洋三、星名光男、久夛良木健、野村秀樹、経沢香保子
監査委員会	※星名光男、吉留真、麻生光洋、吉松文雄
報酬委員会	※福田浩一郎、野島廣司、星名光男、久夛良木健、吉留真

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>



インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

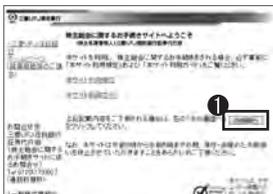
*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

（パソコンの場合）

議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



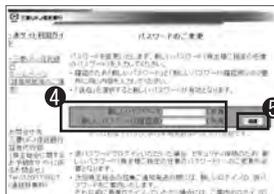
① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



- ④ 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- ⑤ 「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、TLS暗号化通信を指定されていない場合、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

株式会社ノジマ 株主総会会場ご案内図

日 時 平成28年6月23日(木曜日) **会 場** ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
午前10時(午前9時30分受付開始予定) 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 222-5050



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 当日は、些少なからずおみやげ品を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、株主総会にご出席いただいた株主様1名に対し1個とさせていただきます。